

毎週火、金曜日発行(但し正月と祭日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇告示 療養取扱機関の届出の変更
- 療養取扱機関の申出の辞退等
- 療養取扱機関の辞退
- 保健医の登録の消除

告示

所在地変更(所在地名変更を含む。)

療養取扱機関名

大阪府

羽田歯科医院

柳生

稲本

塚本

新変更

旧内容

変更年月日

枚方市大字岡本町一三〇

八尾市北本町二十四八

本町三十七九

山本一十七八

枚方市大字岡一三〇

八尾市北本町二十一八

八尾七五

山本二一八八

昭和三七、九、一

鳥取県告示第五十五号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十三年厚生省令第五十四号)第五条第一項第二号による療養取扱機関の届出の変更があつた旨、所在地の都道府県知事より通知があつた。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

植野歯科診療所 〃 山本高安町二二三 〃 黒谷一〇 〃
 千葉 県
 増田歯科診療所 松戸市常盤平二丁目一 松戸市金ヶ作八四の三 昭和三七、九、一九
 〃 名称変更
 〃 変更
 〃 新 更 〃 内 〃 容 〃 所 在 地 〃 変 更 年 月 日

和歌山 県
 医療法人恒生会菱川病院 菱川病院 和歌山市小松原通り二丁目 昭和三七、七、一
 〃 附属紀三井寺診療所 菱川病院附属 紀三井寺診療所 〃 紀三井寺七五二の五 〃
 田中診療所 田中医院 〃 加太五〇六 〃 二五
 太地国保病院 太地町国保直営太地診療所 和歌山県東牟婁郡太地町太地 〃 三六、一一、一七

鳥取県告示第五十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定により、本県内の保険者及び保険者に係る被保険者の療養取扱機関となる旨の申出をした次の療養取扱機関が同法第四十七条第一項の規定による申出の受理の取消、辞退又は撤回によつて療養取扱機関でなくなつた旨、所在地の都道府県知事から通知があつた。

昭和三十八年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地

取消、辞退又は撤回により療養取扱機関でなくなつた年月日

福田耳鼻咽喉科外科医院 与野市大字下落合一、〇〇二 昭三六、一〇、二八
 芝園科医院 川口市大字芝字官根五、三四七 〃 三七、四、一六
 佐瀬整形外科病院 飯能市川寺二二三 〃 〃 八、一
 黒川医院 所沢市緑町三の二一公団住宅一五七の五 〃 〃 九、一
 東京 都 東京都北区中里町五九 昭三七、八、二三
 金地医院 長野 県 北佐久郡望月町協和 昭三七、八、三一
 岡田医院 木暮 〃 南安曇郡三郷村温五〇九 〃 〃 九、三〇
 矢島歯科医院 〃 〃 豊科町四、七九一 〃 〃 七、一
 高橋 〃 〃 穂高町四、三二六 〃 〃 一〇、九
 横田 〃 〃 飯山市飯山一、一四八 〃 〃 九、二四
 上条 〃 〃 茅野市ちの三、五六四 〃 〃 一〇、一五
 和歌山 県 和歌山 市古屋四三五 昭三七、九、一

| | | |
|-----------|------------------|-----------|
| 片山医院 | 吹塵町四丁目二四 | 六、三〇 |
| 愛知 県 | | |
| 大藪耳鼻咽喉科医院 | 名古屋市北区大曾根町五番地 | 昭三七、一〇、五 |
| 吉田歯科医院 | 春日井市篠木町一八 | 昭三七、一一、一 |
| 広島 県 | | |
| 宇土医院 | 呉市和庄通一丁目 | 昭三七、八、一四 |
| 長屋診療所 | 佐伯郡五日市町大字五日市一〇〇五 | 昭三七、七、二五 |
| 長崎 県 | | |
| 武藤歯科医院 | 長崎市船大工町八六 | 昭三六、六、一九 |
| 富永 〃 | 豊後町三六 | 昭三六、二二 |
| 伊東歯科診療所 | 稲佐町一、二八九 | 昭三六、一、一 |
| 田中歯科医院 | 滑石町九九 | 昭三六、八、一 |
| 青木 〃 | 東立神町九三 | 昭三六、三、九 |
| 柴原歯科診療所 | 稲佐町一の二六 | 昭三六、一〇、一 |
| 村橋歯科医院 | 大橋町一四六 | 昭三六、三、一 |
| 中村 〃 | 山里町二九五 | 昭三六、一、一 |
| 吉田 〃 | 西町一、三五一 | 昭三六、一一、三〇 |
| 諸熊歯科診療所 | 東浜町四三 | 昭三七、八、一五 |

| | | |
|---------|---------|------|
| 下山 〃 | 東古川町一二 | 九、五 |
| 益田歯科医院 | 新地町三二 | 八、三一 |
| 原 齒科診療所 | 本石坂町一六 | 九、一〇 |
| 山田歯科医院 | 住吉町三五三 | 八、三一 |
| 池永 〃 | 西立神町一一九 | 一、一五 |

鳥取県告示第五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十七条第一項の規定による療養取扱機関の辞退をするものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年二月十五日

| | | | |
|---------|------------|---------|----------|
| 療養取扱機関名 | 鳥取県知事 | 石 破 二 朗 | 辞退年月日 |
| 松原医院 | 鳥取市書方五二七番地 | | 昭三八、一、二六 |

鳥取県告示第五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十七条第二項の規定による登録の消除を求めるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政

令第三百六十三号)第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年二月十五日

| | | | |
|--------|-------|---------|-----------|
| 登録記号番号 | 鳥取県知事 | 石 破 二 朗 | 登録消除年月日 |
| 鳥国医三〇三 | 松原 堅 | | 昭和三八、一、二六 |